記者発表資料

報道機関　各位

記者発表資料
令和３年１０月１１日（月）
問い合わせ先
指定都市市長会について
都市経営戦略部
参事　石井　保
担当：小澤・菊池
電話：８２９－１０６４
内線：２１４３
提言内容について
指導１課
参事［兼］課長：藤田　昌一
担当：廣田・佛原
電話：８２９－１６６１
内線：４０６０

指定都市市長会
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした オンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言」 を行います

標記について、別紙１のとおり、指定都市市長会を代表して、清水勇人さいたま市長が提言を行いますので、お知らせいたします。

別紙１

１　日　時

令和３年１０月１２日（火）　午前１０時１５分から午前１０時３０分まで

２　場　所

東京都千代田区霞が関３丁目２番２号

文部科学省（中央合同庁舎７号館・東館）１１階　鰐淵　洋子　文部科学大臣政務官室

３　提出先・面談者

文部科学省

鰐淵　洋子　文部科学大臣政務官

４　提出者

清水　勇人　さいたま市長（指定都市市長会　副会長）

５　提言内容

別添のとおり

６　取材等

・面談終了後に、清水さいたま市長が囲み取材に応じます（場所：文部科学省　１１階 廊下［自動販売機前］）。
・取材を希望する場合は、１０月１２日（火）９時までに、別紙により、社名、人数、カメラ台数、連絡先等を記載のうえ、ＦＡＸ（０４８－８２９－１９９７）にて、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部宛てお申込みください。
・取材に当たっては、腕章の着用をお願いいたします。
・入館に当たっては、受付にて、本提言活動の取材である旨をお伝えください。

別紙２

送付書不要
担当：さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
ＦＡＸ：０４８－８２９－１９９７

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部　宛て

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言」に対する取材申込書

項　　目	内　　容	
会　社　名		
人　　数		
取材内容 （カメラ台数）	ＴＶカメラ	台
	ＴＶカメラ 以外のカメラ	台
連　絡　先	氏　　名	
	電話番号	
備　　考		

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が、本年７月末頃から大幅に増加したことを受け、全国各地の市立小・中学校においては、臨時休業、分散登校、オンラインを活用した特例の授業（以下「オンライン授業」といい、対面授業との組み合わせによるハイブリッド形式の授業を含む。）など、様々な取組が進められた。

指定都市においても、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりに最適化された学びを実現するために、教育委員会と学校現場が一体となって、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を行っている。

そのような状況の中、国からの通知では、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の指導要録上の出欠の扱いについて、登校できなかった日数を「欠席日数」としては記録しないことが示された。また、感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録することも可能であると示されている。このことについては、進学面等での不利益を回避するための取扱いとして、一定の理解を示すものである。

しかしながら、オンライン授業に参加した児童生徒の出欠の取扱いについて、現状では、それぞれの最適な判断として、児童生徒及び保護者との共通理解のもと、出席扱いとする地方自治体もあれば、国の通知に基づき出席停止扱いとする地方自治体もあるなど、対応が分かれているのが現状である。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためのより確実な手段としてオンライン授業を希望する家庭からは、他の児童生徒と同様に授業を受けているのに、なぜ出席停止という対応になるのかといった戸惑いや、他の地方自治体との取扱いとの違いに対する不満の声等も寄せられている。

以上のことから、国においては、繰り返される新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後も、各地方自治体においてオンライン授業が実施される可能性を考慮し、下記について至急対応するよう強く求めるものである。

記

緊急事態宣言下など明確な基準が定められている期間内において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として学校が実施するオンライン授業に参加した児童生徒については、特殊な状況下における児童生徒の教育機会を多様な手段で確保するという観点から、戸惑いや不満がある児童生徒及び保護者がいることを踏まえ、一定の要件を示したうえで、出席停止とは異なる取扱いについて検討すること。

また、新たな学びの形であるオンライン授業全般について、今後、指定都市をはじめとする各地方自治体の取組や課題等を踏まえて、検証を行うこと。

令和３年１０月　日

指定都市市長会